

阪南市地域交通対策事業補助金交付要綱

令和 8 年 6 月 1 7 日 決 裁

(趣旨)

第 1 条 市長は、物価高騰の影響を受けている地域の生活者に対する対応策として、市内各地域の地域公共交通の実情に応じ、緊急的に地域の移動需要に対応する地域の支え合い交通などを実施する団体(以下「支え合い交通実施団体」という。)に対し、その事業に要する経費の全部又は一部について、予算の範囲内において阪南市地域交通対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、阪南市補助金等交付規則(平成 2 2 年阪南市規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 この補助金の補助対象者は、自治会、特定非営利活動法人、市民公益活動団体等で地域での支え合い交通など地域の生活交通の導入に向けた取組を実施することが適当であると市長が認めたものとする。

2 この補助金の交付を受ける補助対象者は、地域公共交通に関する勉強会に参加するものとする。

3 国又は地方公共団体が支出する他の補助金の交付又は交付決定を受けている事業は、この補助金の交付対象としない。

(補助対象経費及び補助額)

第 3 条 この補助金の補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付申請の期限)

第 4 条 規則第 3 条の規定による補助金等交付申請は、令和 8 年 9 月 3 0 日までに市長に提出しなければならない。

(交付申請書に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付す

べき書類は、次のとおりとする。

(1) 運営体制、運行区域等支え合い交通実施団体であることを確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告の期限)

第6条 規則第11条の規定による補助事業等実績報告は、令和9年3月5日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告書に添付すべき書類)

第7条 規則第11条第4号の規定による補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 地域の支え合い交通運行日がわかるもの

(2) 補助対象経費の支払の日がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(支払方法)

第8条 規則第13条の規定による補助金の請求は、補助金等の額の確定の通知を受けたときから、7日以内に請求しなければならない。

2 規則第14条第2項の規定により概算払いを受けようとする場合は、補助金等の交付の決定の通知を受けたときから、7日以内に請求しなければならない。

(仕入控除税額の報告等)

第9条 補助対象者は、補助事業の完了後において、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により、補助金の消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長にその額を報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助対象者からの報告があったときは、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、規則第15条第1項各号に規定するもののほか、こ

の補助金の交付を受ける補助対象者が、地域での生活交通の運行等に関して、重大な事故又は法令等の違反があった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 6 月 2 9 日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助基準額	補助額
人件費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等地域での生活交通導入に向けた取組に必要な経費。ただし、交付決定の日から令和 9 年 2 月末日までに支払うものに限る。	1 団体当たり 7 5 0 , 0 0 0 円	補助対象経費の実支出額から謝金、広告料その他の収入を差し引いた額と補助基準額とのいずれか低い方の額とする。
※補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。		